

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 最終的な調整結果

管理番号	173	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

未回収の診療報酬返還金の国返還について、国民健康保険における診療報酬返還金は、保険医療機関等からの返還の有無に関わらず、債権として調定したものは国に返還することとされている。

【支障事例】

令和4年度に県内の市町村において、保険医療機関に対する国の適時調査により、高額の診療報酬返還金が生じる事例があった。地方厚生局は、医療機関に対して、市町村に直接返還するよう指導しているが、当該保険医療機関からは返還が困難であると申し出があった。市町村は回収に向け努力をしているが、徴収不能な場合でも国への返還が必要となり、大きな財政負担になっている。

【制度改正の必要性】

保険医療機関に対する国の適時調査により生じた診療報酬返還金について、適切な事務執行の責務を果たし、かつ、返還金の徴収について十分な努力をした上で、徴収不能な場合においても、市町村のみの自主財源で返還することは適切ではない。

生活保護や介護保険制度では消滅した債権額等の控除や不納欠損額の報告による精算が行われており、本制度においても同様の仕組みが必要と考えている。なお、生活保護や介護保険制度を見るに、こうした措置によって受給者や事業者の不正等に繋がっているとの事実はないものと認識しており、当該措置の実現によって不正増加につながることはないと考えている。

【その他】

自立支援給付費等に関しても、未回収の返還金を市町村等が国に返還することについて見直しを求める提案が令和7年提案の一つとして提出されているところであり、同様に徴収困難な返還金を市町村等が負担することとなっている類似の制度についても、見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の市町村から声が上がっていたことから、県で提案することとした。国に提案することについては、全市町

村から合意を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により行政の適正化につながる。

根拠法令等

国通知 平成 25 年 7 月 19 日付 保国発第 0719 第 1 号「不当利得の返還金に係る債権管理の適正化について」
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市

○当提案は財政の健全化と事務の効率化に寄与する。

【提案と類似の支障を有する制度等】

○以下の類似する制度についても見直しを求める。

【現行制度】

新型コロナウイルス感染症の無料検査事業における不正受給事案について、事業者等からの返還が見込めない場合は、県の財政負担のもと速やかな国庫返還手続を行うこととされている。

【支障事例】

県内で実施した新型コロナウイルス感染症の無料検査事業において、一部事業者について、不正受給が確認されたため、補助金交付決定の取消等を行った。県は、当該事業者に対し、返還命令及び返還請求訴訟を提起するなど、全額回収に向けて徹底した取組を行っているところであるが、複数の都県から、多額の返還命令がなされている事業者もあり、全額回収に相当の困難が予想されている。

【制度改正の必要性】

当事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、国の定める要綱に基づき行われたものである。

一方、国は、不正受給等に基づく補助金の取消事案について、その回収だけでなく、回収不能となった場合の国庫返還についても、都道府県のように強いている。

当交付金による事業実施に当たり、都道府県は国に実施計画を提出し、交付対象経費については国が実施計画を基に判断・交付を行っているにも関わらず、都道府県が適切に事務執行と事業者の監督を行い、その上でも不正が発生した状況において、回収に向け最大限取り組んだ場合にも、都道府県に全責任があるとして、全額を返還すべきとすることは不合理であるため、交付金返還においては都道府県の負担の全部若しくは一部を免除すべきである。

【根拠法令】

国事務連絡 令和 6 年 6 月 28 日「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」での不正が疑われる又は確定した事業者への対応について

国事務連絡 令和 6 年 11 月 6 日付「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の会計検査の結果に対する会計検査院の所見を踏まえた対応について」

各府省からの第 1 次回答

適正な債権管理の観点のほか、国費にも影響を与えるものであることから、ただちにご提案のような取扱いに変更することは困難と考える。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金（内閣官房、内閣府、総務省）】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」については、都道府県から国へ提出される検査促進計画に基づき、都道府県が所定の検査無料化の取組を実施する場合に当該交付金により支援するものである。

また、当該交付金については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)における「間接補助金等」に該当し、補助金適正化法第18条第3項において、「各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。」とされているところである。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国は、市町村などの保険者に対して、「医療給付費の過誤払による不当利得の返還金が発生した場合は、返還金債権の全額を速やかに確定させ、収納されるか否かにかかわらず、調定した上、適正に債権管理を行うとともに、債権回収に努めること」とし、調定した額については「すべて療養給付費等負担金の対象費用とならない」とから、全額返還を求めるものとしている。

保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、厚生労働省令等の規定に基づき審査し、支払うものとされている。

厚生労働省令によると、費用の算定は医科診療報酬点数表などに基づき算定することとされているが、このうち基本診療料等については、保険医療機関が、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局に、施設基準等について届出をし、受理された内容に基づき、算定をすることとされている。

当提案の支障事例として示した返還金は、保険医療機関の体制が届け出された施設基準等に適合していないことに伴い発生したものである。これは、地方厚生局が実施した適時調査において初めて判明したもので、保険者が法令に基づき診療報酬明細書の審査を実施しても、適正な給付が行えるものではない。

医療給付費の過誤払いによる不当利得の返還金が発生した場合、保険者が返還債権の確定及び適正な債権管理を行うことは当然であるが、保険者の責によらない不当利得の返還金については、返還金の収納の有無に関わらず、保険者に全額返還を求めることは不合理であるため、制度の見直しを御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【提案と類似の支障を有する制度等】

【埼玉県】

「国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するなど、不正受給された交付金の返還に向けて適切に対応してまいりたい。」との御回答であるが、どのような対応を考えているか、具体的に示していただきたい。

参議院の決算特別委員会(令和6年6月)においても、「政府は、急速に検査体制を拡充する必要があったことなどから、制度設計の準備や検討が十分に行えなかったとはいえ、多額の不正申請が生じていることを重く受け止め、都道府県と連携して実態を解明し、不正受給された交付金の返還を徹底するとともに、不正を防止するための制度設計を検討するべき」との措置要求決議が出されており、不正事業者への対応を都道府県のみ任せではなく、国としての具体的な対応が不可欠であると考えている。

さらに、都道府県が不正事業者への債権管理・保全を適切に実施したが、回収不能となった場合は、補助金適正化法第18条第3項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するものとして、都道府県への「返還の命令の全部若しくは一部を取り消すこと」ができる旨を、想定される具体的事例と合わせて周知いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金を当該事業者から徴収することが困難な場合、地方公共団体が当該事業者に代わって国庫に返還しなければならない取扱い、国と地方の費用負担の在り方として適切ではないため、特に積極的な制度の見直しを求める。

【全国市長会】

高額な診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

やむを得ず発生する未収納額のすべてを市町村が代わりに返還しなければならない制度は市町村の切実な声を踏まえ、見直しを検討いただきたい。

また、介護保険法に基づく介護給付費や、生活保護法に基づく生活保護費においては、要綱や通知上、不納欠損として処理した額は、交付額から控除される収入額には含まず、支給対象経費とされ、肩代わりが発生していない。制度間の整合の観点からも、同様の措置を講ずるべきではないか。

診療報酬として給付した療養給付費等の返還金が徴収できない場合に、補助金適正化法を根拠に市町村が返還を肩代わりしているが、法の一般原理である比例原則が適用されるべきであり、地方財政法の規定の趣旨や、国民健康保険法上、保険医療機関の指導は国及び都道府県が行うとされていることから公平性について疑義がある。一律に全額の返還の肩代わりを求めることのないよう、返還を免除すべきではないか。改めて関係省庁にも確認をした上で回答いただきたい。

地方財政法第 10 条において、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、国民健康保険の療養給付はその円滑な運営のため、国が進んで経費を負担する必要があると規定されている。また、国家賠償＝不法行為の損害賠償債務の案件に関する最高裁判所の判例（最判平成 21 年 10 月 23 日民集 63 巻 8 号 1849 頁）では、複数の行政主体が関係する事案における国家賠償義務について、当該事務について費用を負担する者が賠償義務を負うとしている。こうした法の規定や判決における考え方を踏まえると、国も必要な負担を負う責任があるのではないか。

第 1 次ヒアリングでは、月々の診療報酬請求額との相殺による返還徴収が可能という発言があったが、提案団体における支障事例では、当該医療機関は破産手続の開始決定がされ、既に閉鎖しているため、返還の見込みは到底なく、相殺による処理もできないことから、市町村において肩代わりが発生するものと聞いている。

第 1 次回答では適正な債権管理や国費への影響について言及されているが、上記のとおり相殺項目だけでは解決せず、現に市町村の一般財源の負担が生じていることを踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築のために、国費のみならず市町村財源への影響についても考慮し、適正な債権管理を前提に、不納欠損となる部分については償還免除とすることなど、改めて検討いただきたい。

【提案と類似の支障を有する制度等】

小滝俊之「補助金適正化法解説（全訂新版（増補第 2 版））」（全国会計職員協会）によれば、「補助事業者等において間接補助金等の回収を図る努力をしているにもかかわらず、間接補助事業者等の事情により回収が遅延するような場合には、これらの事情を考慮して、国においても返還の期限を延長する等の配慮を加えることが必要であろう。」とされ、また「補助事業者等が適切な指導監督の責務を果たしたにもかかわらず、間接補助事業者等の事情によりもはや資金の回収が不能となると認められるような場合には、補助事業者等の自己負担において返還を命ずることは、返還原因が補助事業者等自身の義務違反にある場合に比して酷に失するおそれもあるので、当該返還を免除しうることとするのが適当と考えられる。」とあるところ、補助金適正化法第 18 条第 3 項に基づく返還の命令の取消等について言及されているが、当該交付金において、不正事業者への適切な債権管理・保全に尽力した上で、資力不足等により事業者からの返還が見込めない場合には、同項の「やむを得ない事情があると認めるとき」に該当し得るものと理解してほしい。

合わせて、当該交付金について、具体的にどういった事例において、補助金適正化法に基づく免除等が認められるのかお示しいただきたい。

個別具体的に判断がなされるため、具体的事例を示すのが困難ということであれば、一般論的に「こうした場合は認められる可能性がある」といった示し方について検討いただきたい。

引き続き都道府県に対する周知を行うとのことであるが、地方公共団体が取れる措置を尽くした上でも返還が得られない場合もあるところ、地方公共団体に当該場合の危険負担・返還責任を強いることのないよう検討をいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に基づく療養の給付については、市町村が保険医療機関等の請求を審査の上、支給することとされており、保険医療機関等の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされています。

また、療養の給付に要する費用は、市町村の支弁とされておりますが、その一部については、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため国が負担することとされており、都道府県に対し国庫負担金を交付し、市町村からの給付に充てていただいているところです。

当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助

金適正化法」という。)における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第 18 条第 1 項又は第 2 項に基づき、国は都道府県に対してその返還を命じなければならず、それに応じて都道府県は過大交付額を国に返還いただく必要があります。過去には、保険医療機関等から返還を受けられた分のみを債権調定し、国庫負担金の返還を行っていた自治体もありましたが、平成 25 年 3 月 26 日付けで会計検査院長から厚生労働大臣に対し、そのような事例を含め、国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるよう是正の処置を求められたことから、平成 25 年 7 月 19 日付け保国発第 1 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」により現行の取扱いをお示しております。この取扱いについては、こうした経緯も踏まえ、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みて、極めて慎重な検討が必要と考えております。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金(内閣官房、内閣府、総務省)】

補助金適正化法第 18 条第 3 項における「やむを得ない事情があると認められるとき」に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断せざるを得ないものであることから、一般的な基準や想定される具体的事例をお示しすることは困難である。

国としては、引き続き、都道府県に対して、不正が疑われる事業者への調査や不正事業者への債権管理・保全を適切に実施するよう周知するとともに、不正事案への対応状況を調査し、その結果を取りまとめ、例えば、複数の都道府県にわたり事業を展開している不正事業者に関し、債権管理の状況をはじめ得られた情報を他の都道府県に共有するなど、都道府県の間でできる限り不正事業者に関する情報の共有を図られるよう、連携して不正事案への対応に努めてまいりたい。

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(4)】【厚生労働省(6)】

児童福祉法(昭 22 法 164)、国民健康保険法(昭 33 法 192)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平 17 法 123)

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収(児童福祉法 57 条の 2 第 2 項、国民健康保険法 65 条 3 項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 8 条 2 項)に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【提案と類似の支障を有する制度等】

4【内閣官房(2)】【内閣府(6)】【総務省(39)】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち検査促進枠交付金については、事業者の不正等による返還金の徴収に当たり、都道府県の事務負担を軽減するため、不正事業者への対応状況等について調査した上で、取りまとめた情報を都道府県に令和 8 年中に提供する。